

(解説)滋賀県版BCP策定シートは、滋賀県内の中小企業、小規模事業者のBCPの取組みの第一歩を後押し、分かりやすく簡単にBCPを策定いただく意図で作成しました。

## 1. 基本方針

感染症発生時には、以下の基本方針に則り対応する。

- 1 感染拡大防止措置により、店内のお客様・社員（役員・従業員）の人命を守る
- 2 理容業を継続または早期に再開する
- 3 地域社会への貢献する

## 2. 事業中断リスク

新型コロナウイルスによるパンデミック（世界的な大流行）が発生。

直接的影響	・3密防止による生産性低下 ・感染者発生による自社施設の一時閉鎖
間接的影響	・サプライチェーン ・緊急事態宣言発令等による需要の減少

## 5. 感染拡大防止対策

※(全国理容生活衛生同業組合連合会)「理容業における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」、(経団連)「オフィスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」に基づく対策

### ①従業員の健康管理

出勤前 自宅待機・療養	体温や症状の有無を確認させる。体調の思わしくない者には各種休暇の取得を奨励する。
勤務中	体調が悪くなった場合、必要に応じて直ちに帰宅させ、自宅待機とする。

### ②勤務体制

勤務体制	テレワーク、時差出勤、ローテーション勤務など、様々な勤務形態を検討・実施する。	
通勤手段	自家用車など公共交通機関を使わない通勤を推奨する。	
出張	国内	不要不急の出張を自粛
	国外	原則禁止

## 3. 対応責任者

統括責任者	全社的な意思決定を行い、対応全体を統括する。
店長	(代行者_____)
本社機能維持担当	安否確認や感染症防止策の実施等、本社機能の維持に関する実務を指揮する。
店長	(代行者_____)
事業継続担当	事業の継続に関する実務を指揮する。
店長	(代行者_____)

## 4. 優先事業（目標レベルは6章）

社会機能維持事業	なし
経営インパクトの大きい事業	理髪業務
経営（業務環境）を支える間接部門の業務	・対策本部関係業務 ・人事・健康管理業務 ・経理（会計支払）業務 ・情報システム管理業務

## 6. 発生段階別の業務目標レベル

発生段階	海外発生期	国内発生早期	国内感染期	小康期
①社会機能維持事業（常に継続が求められる）	通常レベルで継続	通常レベルで継続	通常レベルで継続	通常レベルで継続
②経営インパクトの大きい事業（短期間であれば縮小・休止もやむをえない）	通常レベルで継続	通常レベルで継続	社会状況により縮小・休止	通常レベルで継続
③経営（業務環境）を支える間接部門の業務（必要な範囲で継続）	通常レベルで継続	通常レベルで継続	必要な業務に限定して継続	通常レベルで継続
④その他の事業	通常レベルで継続	通常レベルで継続	状況により縮小（他の重要事業にリソースを提供する場合など）	通常レベルで継続

## 7. 事業継続戦略（リスクへの対応）

### ①作業空間の3密を避けるための戦略

3密となりやすい作業場所	リスク回避戦略	リスク低減戦略
高頻度接触部位	-	受付テーブル、理容椅子、ドライヤー等の理容器具、整髪料、シャワーヘッド、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、レジ、蛇口、手すり、エレベーターのボタン等は、こまめに消毒する。
症状のある方の来店	発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人、感染者との濃厚接触がある人、過去14日以内に指定国への海外渡航歴がある人は、来店をご遠慮いただくよう呼びかける。	-
施術中	理容椅子の間隔を広く設置する等、十分なソーシャルディスタンス（できるだけ2m、最低1m）確保する。	従業員は作業衣を清潔に保つとともに常にマスクを着用し、必要に応じて手袋を使用する。
トイレ	トイレの蓋を開けて汚物を流す、使用後は確実に石鹸と流水による手洗いをするよう表示する。	ペーパータオルを設置し、ハンドドライヤーの使用やタオルの共有は禁止する。

### ②サプライチェーン問題（既定の調達先からの供給停止）への対応戦略

供給停止の可能性のある部品	保有在庫での対応	代替調達先の確保による対応
道具卸業者が感染し、供給が停止する。	カリフやシャンプーなどは在庫を増やしておく。	日頃から、複数の業者からの二重購買を行う。

### ③需要量減少への対応戦略

需要量減少の可能性のあるサービス	余剰となる利用設備を活かした新しい事業	余剰となる人員でできる新しい事業
理容業務（行政の要請等）	(なし)	(なし)

## 8. 事前準備

(1)3密回避		(2)サプライチェーン問題		(3)需要量減少	
	チェック		できていない場合		できていない場合
入場時の検温のための体温計の購入		道具卸業者の二重購買化	20XX年XX月末までに対応する		までに対応する
アルコール消毒液の追加購入			までに対応する		までに対応する
			までに対応する		までに対応する
			までに対応する		までに対応する
			までに対応する		までに対応する
			までに対応する		までに対応する

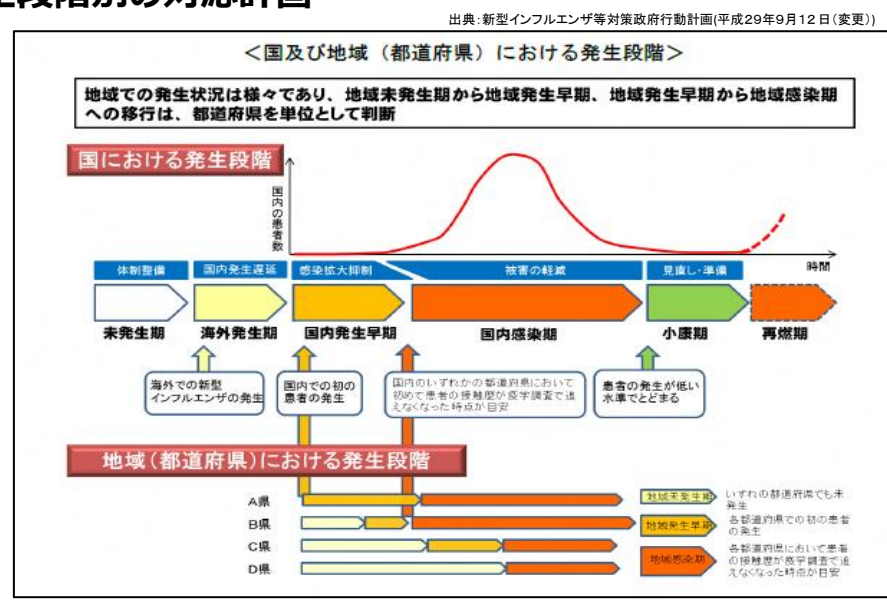
(解説)滋賀県版BCP策定シートは、滋賀県内の中小企業、小規模事業者のBCPの取組みの第一歩を後押し、分かりやすく簡単にBCPを策定いただく意図で作成しました。

## I. 2020年新型コロナウイルス感染症の流行

### 1. 政府の対応方針

- ① 感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護する。
- ② 国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

### 2. 発生段階別の対応計画



### 3. 企業への影響（事業中断の要因）

- ① 3密防止による生産性低下⇒「Ⅱ. リスク分析 1.」にて自社への影響を確認  
企業内における感染拡大防止対策により、従業員の安全を図るため、3密（密集、密接、密閉）となりやすい職場では、最低1m、可能ならば2mの間隔をあけるよう作業環境を見直すよう要請された。在宅勤務、交替制、配置する要員の削減などにより、業種によっては大きく生産性が低下することがあった。
- ② サプライチェーン問題⇒「Ⅱ. リスク分析 2.」にて自社への影響を確認  
産業構造のグローバル化等により、サプライチェーンは高度化・複雑化しており、新型コロナウイルス発生による海外の都市封鎖により、海外からの部品の調達が停止する事態が発生した。
- ③ 需要の減少⇒「Ⅱ. リスク分析 3.」にて自社への影響を確認  
各国政府は、人が移動することが感染を拡大させるため、緊急事態宣言の発令などにより、不要不急の外出や移動を制限した。また人が密集する環境を避けるため、人が集まるイベントやスポーツ観戦などの施設の使用を制限した。これらにより経済活動は停滞し、影響を受けやすい製品・サービスの需要が減少した。
- ④ 感染者発生による一時閉鎖⇒「Ⅲ. 3.」にて自社への影響を確認  
社内で感染者が発生し、保健所や医療機関の指導の下、発生した職場の消毒などにより一時的に事業所を閉鎖し、業務停止が余儀なくされた。

## Ⅱ. リスク分析

感染拡大期に、「3密（密集・密接・密閉）」、「生産拠点及び調達」、「需要減少の可能性」の観点から、実施が困難な業務の洗い出しを検討します。

### 1. 3密（密集・密接・密閉）となりやすい場所

主管部門、3密となりやすい場所、3密となりやすい時間帯を記入してください。

主管部門	3密となりやすい場所	3密となりやすい時間帯
総務部	事業所入り口	通勤時間
総務部、営業部	社内会議室（各階）	勤務時間
資材部	本社1階 業者対応ブース	午前中
製造部	A工場1階〇〇工程フロア	勤務時間

### 2. サプライチェーン問題

製品、生産拠点、調達先を記入してください（特に海外での生産、調達がある場合は記入する）。

製品	生産拠点	調達先
A社向け〇〇	国内〇〇県〇〇市	国内企業のみ
B社向け〇〇	国内〇〇県〇〇市	国内および海外△△国
一般消費者向け〇〇	海外△△国〇〇州	国内および海外△△国

### 3. 需要減少の可能性のある事業

需要減少の可能性のある事業と考えられる要因を記入してください。

事業	考えられる要因
P社向け〇〇	自動車業界の業績不振

## Ⅲ. 感染者又は濃厚接触者が発覚した場合の対応（令和3年3月現在）

事業所内で新型コロナウイルス感染症の感染者や濃厚接触者が発生した場合は、保健所の指示のもとで対応することが原則となります。事業所として想定される対応は以下のとおりです。

### 1. 保健所調査への協力及び接触者のリストアップ

- ・ 保健所が調査を行い濃厚接触者を決定するため、患者の勤務状況、最終出勤日、行動履歴を確認しておくとともに、勤務先等の見取り図を準備しておく。
- ・ 保健所調査に協力し、接触者に関する情報（氏名、生年月日、年齢、住所、電話番号等）をリストにまとめるなどして整理し、保健所に提供する。

### 2. 濃厚接触者の健康観察

- ・ 濃厚接触者は、原則として、感染者との最終接触日の翌日から14日間の自宅待機（不要不急の外出自粛）と健康観察が求められる。
- ・ 濃厚接触者への健康観察については、感染症法に基づき濃厚接触者が居住する保健所が実施するが、職場としても感染者との最終接触日の翌日から14日間、発熱や呼吸器症状等の有無について健康観察を実施し、記録する。

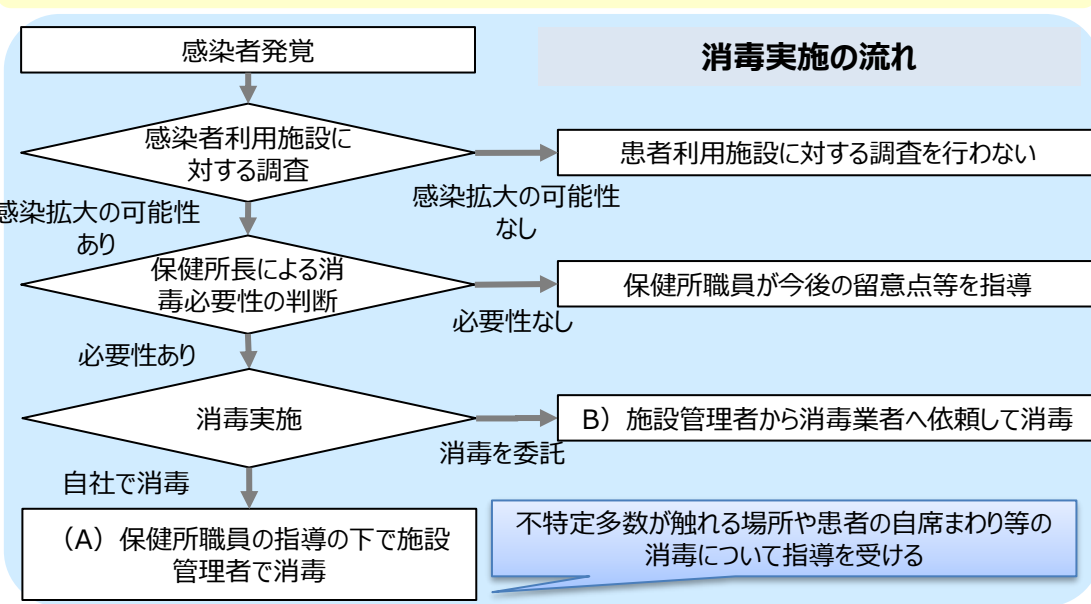
＜健康観察の方法＞

- (A) 発熱や呼吸器症状等の有無について、1日1回、電話やメール等で確認する。
- (B) 濃厚接触者自身が1日1回、発熱や呼吸器症状等の有無を報告する。
- (C) 必要に応じて、事業所から管轄の保健所に連絡する。

※発熱等体調不良の場合は、県の「新型コロナ受診相談センター（0120-880006）フリーダイヤル」に連絡する。

### 3. 消毒の実施

感染者が発覚し、保健所が感染拡大の可能性ありと判断された場合、患者利用施設に対して調査が実施される。保健所長が施設の消毒が必要と判断した場合、事業者は、(A) 保健所職員の指導の下で施設管理者で消毒、もしくは(B) 施設管理者から消毒業者へ依頼して消毒、のどちらかを実施する必要がある。



## Ⅳ. 参考資料

① 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン」：業種ごとに感染症拡大予防策を紹介 <a href="https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf">https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf</a>	② 内閣官房新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議「新型インフルエンザ等対策ガイドライン」：政府行動計画を踏まえた具体的な対策を紹介 <a href="http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/keikaku/pdf/h300621gl_guideline.pdf">http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/keikaku/pdf/h300621gl_guideline.pdf</a>
③ 滋賀県「新型コロナウイルス感染症対策サイト」 <a href="https://stopcovid19.pref.shiga.jp/">https://stopcovid19.pref.shiga.jp/</a>	④ 滋賀県「新型コロナウイルス感染症に関する支援制度」 <a href="https://stopcovid19.pref.shiga.jp/support/01_01">https://stopcovid19.pref.shiga.jp/support/01_01</a>